

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2026 年 6 月 24 日	
(あて先) 姫路市長	
提出者 住 所 兵庫県姫路市南駅前町26番地 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 大和ハウス工業株式会社姫路支店 支店長 田中 清彦 電話番号 079-285-2155	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	姫路市内管轄事業場
事業場の所在地	姫路市内管轄区域
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建築工事業(木造建築工事業を除く) 0641 木造建築工事業 0651
② 事業の規模	工事完工高 13,758百万円
③ 従業員数	147名 6月18日現在
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類(コンクリート塊、アスコン塊)、木くず→再生処理業者に委託して、再生砕石、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・新築工事(住宅系当社商品) 現場にて建設産廃を19品目に分別し自社工場に一括して集め品目別に再生処理業者に委託し再資源化 ・新築工事(一般建築) 現場にて建設産廃を分別しリサイクル可能な品目については再生処理業者に委託して再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1のとおり

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・住宅系に於ける当社商品の工業化		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記の取組みに加え、店舗建築に於ける当社商品の採用 ・プラスターボードのプレカット化		

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・住宅系新築工事では19品目に分別 ・建築系新築工事では7品目に分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の分別を継続

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(7 年度)実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面および電子による契約を締結している。 ・毎年、安全管理部同行で委託先処理業者の現地審査を実施している。		

(第5面)

②計画	【目 標】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者を選定する。 ・委託処理業者への現地審査を継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 一覧表

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
実績：前年度（令和 7 年度）実績量
目標：今年度（令和 8 年度）目標量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
0100燃え殻																				
0200汚泥	1.2	1.08									1.2	1.08	1.2	1.08	1.2	1.08				
0300廃油	0.4	0.36									0.4	0.36	0.4	0.36	0.4	0.36				
0400廃酸																				
0500廃アルカリ																				
0600廃プラスチック類	152.2	136.98									152.2	136.98	18.4	16.56	0.4	0.36	151.8	136.62		
0700紙くず	14.7	13.23									14.7	13.23	6.2	5.58	14.7	13.23				
0800木くず	232.9	209.61									232.9	209.61	54.6	49.14	203.4	183.06	29.5	26.55		
0900繊維くず	2.3	2.07									2.3	2.07	0.4	0.36	2.3	2.07				
1000動植物性残渣																				
1100ゴムくず																				
1200金属くず	2127.5	1914.75									2127.5	1914.75	19.4	17.46	2127.5	1914.75				
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	635	571.5									635	571.5	47.5	42.75	306.4	275.76				
1400鉱さい																				
1500がれき類	7699.3	6929.37									7699.3	6929.37			7699.3	6929.37				
1600動物のふん尿																				
1700動物の死体																				
1800ばいじん																				
合計	10865.5	9778.95	0	0	0	0	0	0	0	0	10865.5	9778.95	148.1	133.29	10355.6	9320.04	181.3	163.17	0	0

廃棄物処理に関する管理体制

区分	部門	主な職務
事業所	事業所長	・遵法性の確認 ・事業所廃棄物管理責任者の任命 ・委託基本契約書の締結
	事業所廃棄物管理責任者 (工事部門責任者)	【適正処理の推進】 ・廃棄物処理業者等の現地審査 ・事業所廃棄物処理系統図の作成 ・委託基本契約書の作成 ・現場指導(分別、保管管理等) ・事業所廃棄物管理状況の確認
	住宅工事部門・建築工事部門	【適正処理の推進】 ・マニフェスト運用管理 ・eiシステム運用管理 ・現場指導(分別、保管管理等) 【3Rの推進】 ・改善施策の実施

(管理体制図)

